

学校健診PHRについてのよくある質問（FAQ）

※本FAQのほか、学校健診PHRの導入方法や留意点等について記載したマニュアルを作成しておりますので、併せてご参照ください。

（概要版）https://www.mext.go.jp/content/20260601-mxt_kenshoku-000019517_1.pdf

（本体）https://www.mext.go.jp/content/20260601-mxt_kenshoku-000019517_2.pdf

	カテゴリ	質問	回答
1	総論	学校健診PHRを推進する背景を教えてください。	個人の健康診断結果や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた医療機関の受診、医療現場での円滑なコミュニケーションに役立てるために、政府全体でPHRを推進する方針が決定されています。 文部科学省においては、児童生徒等の生涯を通じた健康増進に向けて、学校健康診断情報についてもPHRとして活用できるよう推進しています。
2	総論	学校健診PHRとはどのような仕組みですか？	統合型校務支援システム等において電子化された学校健康診断情報を民間送達サービスを用いて配信し、マイナポータルにおいて結果を確認できるような仕組みです。
3	総論	学校健診PHRの導入による児童生徒や保護者等・自治体・学校のメリットを教えてください。	学校健診PHRの導入には下記のメリットがあると考えております。 【児童生徒や保護者等へのメリット】 1. 児童生徒や保護者等が、乳幼児健診結果、予防接種履歴、特定健診結果などと合わせて、生涯を通じた健康情報を電子的に記録・活用できるようになる。 2. 学校健診結果情報等を、スマートフォン等を使って医療従事者などに簡便に提示するなど、医療機関における円滑なコミュニケーションに役立てられる。 【自治体・学校へのメリット】 1. 統合型校務支援システム等に入力した情報を保護者等へ電子媒体で提供することが可能となる。 2. 健康教育への活用が期待される。
4	総論	民間送達サービスとは何でしょうか？どのような民間送達サービスがあるのでしょうか？	民間送達サービスとは、インターネット上に自分専用の電子ポストを作り、自分宛ての情報を受け取るサービスのことです。今後、対応するサービスが増減する可能性もございますので、最新の情報は文部科学省のウェブサイト等でご確認ください。
5	総論	国や医療機関等が健康診断情報を一元的に収集し、二次利用されることにつながるのでしょうか？	学校健診PHRは各個人（保護者・児童生徒等）が学校健康診断情報をマイナポータルを介して閲覧できるようにするものであり、国が健康診断結果情報を収集する仕組みとはなっていません。同様に、医療機関や薬局といった第三者についても、結果を閲覧できる仕組みにもなっていません。
6	対象範囲	学校健診PHRの導入は法令で義務付けられているのでしょうか？	学校健診PHRの導入は、法令で義務付けられているものではございませんが、学校健康診断情報については、本人の健康管理や健康づくりへの活用に資するものであり、令和6年3月に公表された導入マニュアルに基づき、各学校や学校の設置者において学校健診PHRを導入することが可能となった状況を踏まえ、児童生徒等の健康増進に寄与すべく、導入に向けた検討を進めていただくようお願いします。
7	対象範囲	学校健診PHR導入の対象は全ての学校種でしょうか？例えば、私立の学校や幼稚園、特別支援学校等も対象なのでしょうか？	生涯を通じた健康情報を電子的に記録・活用し、個人の健康増進等に役立てるというPHRの目的に鑑み、その導入は学校保健安全法に基づく健康診断が行われる学校全体を対象としており、特定の学校種に限定するものではありません。政府としては、学校種に関わらず、学校健診PHRの本格実施に向けて取り組んでいるところであり、各学校設置者様におかれましても、導入に向けたご検討を進めて頂けますようお願いしております。
8	導入	私立学校が導入する場合、公立学校のケースと比較して、学校設置者としてやるべきことに違いはありますか？例えば、同じ地域の公立の学校で導入を進めている統合型校務支援システムを導入しなければならないのでしょうか。	学校健診PHRの導入プロセスや学校設置者としてご検討いただく事項に、公立・私立での本質的な違いはありません。ただし、都道府県や市町村単位で統合型校務支援システムの共同調達を行っていることが多い公立学校とは異なり、私立学校の場合は学校法人単位でのご判断となる点が主な違いです。 なお、統合型校務支援システムを導入していない状況でも、利用者となる保護者・児童生徒等の名簿情報や健康診断結果情報のデータ等があれば、学校健診PHRの導入は可能です。統合型校務支援システムの導入要否については、学校健診児童の健康情報を電子的に一元管理すること等の政策趣旨や業務負担、コスト等を踏まえてご判断ください。
9	導入	統合型校務支援システムを導入していないのですが、学校健診PHRを導入できないのでしょうか？	統合型校務支援システムを導入されていない状況でも、利用者となる保護者・児童生徒等の名簿情報や健康診断結果情報のデータ等があれば、導入は可能です。
10	導入	統合型校務支援システムを都道府県単位で導入しているのですが、市町村単位で学校健診PHRの導入を判断するべきなのでしょうか。	学校健診PHR導入時の契約の一本化や、学校側・利用者側の操作の統一により、費用の削減や効率的な運用が可能となる場合もあるため、各自治体、学校設置者、学校間で、状況を踏まえ、メリット・デメリットを十分検討の上、導入・契約単位の判断をお願いします。
11	導入	統合型校務支援システムの運用をお願いしているシステム業者は、どのシステム事業者様も民間送達サービスとの連携は可能な状態なのでしょうか？個別にシステム業者に問い合わせるしかないのでしょうか？	民間送達サービスとの連携状況は各統合型校務支援システムにより異なりますので、個別に事業者にお問い合わせする必要があります。令和8年8月時点では、ほとんどの統合型校務支援システムで、民間送達サービスへの連携のために改修が必要な状況だと認識しています。
12	導入	既に利用している統合型校務支援システムにおいて、電子的に児童生徒等・保護者に健康診断結果を返却することとしていますが、その場合であっても、本取組を進めないとならないのでしょうか？	他の健診結果情報がマイナポータルにおいて配信されるということは踏まえていただく必要があると考えますが、当該対応も個人が生涯にわたる自身の健康情報を電子記録として把握するという趣旨には、沿うものと考えます。なお、XML形式等機械可読形式での提供もあることが利活用につながるとは考えております。
13	導入	統合型校務支援システムならびに学校健診PHRの導入をするにあたっての初期費用および運用費用はどの程度かかるのでしょうか？	統合型校務支援システム及び学校健診PHRの導入に際して必要な対応や運用費用は、利用される統合型校務支援システム・民間送達サービス事業者に応じて変動しますので、各システムベンダー・事業者にお問合せください。 なお、参考情報として、学校健診PHR導入マニュアル（ https://www.mext.go.jp/content/20260601-mxt_kenshoku-000019517_2.pdf ）P22～25で、費用について解説しています。
14	導入	民間送達サービスとの契約は、学校ごとでしょうか？それとも、学校設置者ごとでしょうか？	民間送達サービス事業者の契約形態によりますので、個別に事業者に確認いただく必要がありますが、一般的に、契約者を各学校単位ではなく学校設置者単位にすることで、初期費用・運用費用等を抑えることができる可能性があります。
15	導入	県において、統合型校務支援システムの共同調達を進めている場合、民間送達サービスも同じものを使う必要はありますか？	同じ統合型校務支援システムを使っているでも、異なる民間送達サービスを利用することは可能です。ただし、契約の一本化や、学校側、利用者側の操作の統一をしたほうが効率的になる場合もあるので、メリット・デメリットを十分検討することが必要です。
16	データの取り扱い	学校側はどのようにデータを交付し、児童生徒や保護者等側はどのように情報を取得するのでしょうか？万が一、健診結果に誤り（人違いやデータの一部誤りなど）があった場合、修正は一括で処理することになるのでしょうか？それとも、一部修正のような臨機応変な対応は可能なのでしょうか？	基本的な学校健診PHRの流れとしては、統合型校務支援システムに入力した学校健診結果情報を、民間送達サービスを使って児童生徒や保護者等に送り、児童生徒や保護者等はマイナポータルから閲覧します。 一度民間送達サービスに送信したデータに誤りがあった場合、そのデータを削除し、正しいデータで再送信することが可能です。これにより、個別の修正に対応できます。具体的な操作方法是、利用する民間送達サービスや統合型校務支援システムの仕様によりますので、導入時にご確認ください。 学校健診PHR導入マニュアル（ https://www.mext.go.jp/content/20260601-mxt_kenshoku-000019517_2.pdf ）において、全体的なイメージ（P4）や学校からのデータ交付（P11・12）等が掲載されているので、ご参照下さい。
17	データの取り扱い	学校健診PHRの対象となる情報の範囲について詳しく知りたいです。例えば、学校健診の際に「保護者には通知しないが健康診断票には記載する」と判断された項目は、学校健診PHRで配信される情報に含まれるのでしょうか？	基本的には、各学校で作っている健診票を学校健診PHRの情報として、マイナポータル上で見られるようにすることを想定しています。なお、学校保健安全法施行規則で定められた健診項目の他、各学校の判断で追加している項目のデータも併せてマイナポータル上で見ることができるようになることを妨げるものではありません。そのため、健康診断票に記載されている情報は、原則として全ての児童生徒等・保護者が閲覧可能となります。特定の項目を非表示にするなどの対応が必要な場合は、利用する統合型校務支援システムや民間送達サービスの機能をご確認いただくか、事業者にご相談ください。
18	データの取り扱い	過年度の健診結果について、マイナポータルに掲載することは可能でしょうか。保護者のほうで任意で結果を入力することはできますか。	過年度データについてもマイナポータルに掲載することは可能ですが、閲覧者側から情報を入力することはできません。
19	データの取り扱い	学校健診PHRの健診結果はいつまで閲覧可能でしょうか？	健診結果の閲覧可能期間は、民間送達サービスの仕様や契約内容によって異なりますので、民間送達サービスとの契約時にご確認ください。 なお、保護者等において閲覧可能期間中に健診結果をダウンロードいただくことで、継続的に各自のデバイス等で閲覧いただくことが可能です。
20	データの取り扱い	学校でマイナンバーを使うことになるのでしょうか？マイナンバーの情報と健診結果を具体的にどのように紐づけるのでしょうか？	法令上、マイナンバー（個人番号）利用事務には、学校における健康診断の事務は含まれておりませんので、マイナンバーを学校で扱うことはできません。学校健診PHRは、民間送達サービスを活用することで、学校においてマイナンバーを扱わずに、学校健康診断情報をマイナポータル上で児童生徒や保護者等が閲覧できるようにする仕組みになっています。 保護者・児童生徒等がマイナポータルを利用する際に、マイナンバーカードによる本人確認が行われます。その後、民間送達サービスのアカウントとマイナポータルを連携させ、さらに、民間送達サービスにおいて必要情報を入力することで学校から送られた健診情報が本人に紐づき、閲覧可能になる仕組みです。学校は、民間送達サービスが発行するID等を用いて、個人を特定しデータを送信します。
21	データの取り扱い	学校健診PHRの導入・活用にあたっては個人情報の取り扱いについて慎重に対応すべきだと考えています。留意すべき事項があれば教えてください。	学校健診結果情報は、個人情報の中でも機微な情報が含まれることから、個人情報保護法などの関連法制度や「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を遵守するとともに、民間送達サービス事業者や統合型校務支援システムベンダーなどにも適切な対応を求める必要があります。 また、個人情報に関して適切な取り扱いをしている旨を、児童生徒や保護者等にも丁寧に説明して理解を得ることが大切であると考えます。
22	児童・生徒等の登録	保護者等への説明のため、参考とできるような資料はあるのでしょうか？	学校健診PHR導入マニュアル参考資料2（ https://www.mext.go.jp/content/20260601-mxt_kenshoku-000019517_4.pdf ）にて、保護者等への説明資料の例（チラシ）を公開しております。 なお、保護者等への説明についても、伴走型支援の対象としているので、個別の御相談事項があれば学校健診PHRに関するヘルプデスク（ gakkou-phr@nri.co.jp ）にお問合せください。
23	児童・生徒等の登録	学校健診PHRの利用にあたっては児童生徒や保護者等の申込みが必須ですか？申込書の例はありますか？	児童生徒や保護者等において、学校健診PHRを利用するかを判断いただき、利用する場合はマイナポータルの利用者登録や民間送達サービスへの利用者申込みを行っていただいています。なお、成人している生徒や学生については、本人の利用申込みで対応可能です。 民間送達サービスへの利用申込書の書式例は学校健診PHR導入マニュアル参考資料3（ https://www.mext.go.jp/content/20260601-mxt_kenshoku-000019517_5.pdf ）に掲載しておりますが、電子的に配布・回収することも可能です。また、利用する民間送達サービスに応じて必要となる情報等が異なる可能性もありますので、各学校の状況に応じて御調整頂ければと思います。
24	児童・生徒等の登録	利用の同意が得られない児童生徒や保護者等がいても問題ないでしょうか？そのような児童生徒や保護者等には、どのように対応すれば良いでしょうか？	民間送達サービスへのデータ交付にあたり、保護者の同意を必要とするか否かは学校設置者の判断に委ねられますが、学校健診PHRを利用しない児童生徒等がいた場合には、電子的な健康情報の提供は行わず、従来どおりの紙面等による学校健診結果の連絡をお願いします。
25	児童・生徒等の登録	学校健診 PHR 利用希望者名簿は、学年が変わるたびに修正登録する必要がありますか？また、転出入や進学にあたってはどのような取り扱いになるのでしょうか？	統合型校務支援システムの名簿に連動しているので、学年やクラスが変わっても、修正作業は必要ありません。ただし、転出入や進学の場合、転出・進学先で新たに利用申請、利用者登録を行っていただく必要があります。
26	受診勧告	受診勧告書の取り扱いについて教えてください。	学校保健安全法施行規則第9条が求める、必要な医療を受ける指示については、従前通り紙で対応いただいて問題ありません。 希望者には民間送達サービスでも送る運用とすることも可能ですが、上記の指示については、健康診断の実施から21日以内に行う必要があることに御留意ください。
27	受診勧告	学校健診で異常があり病院を受診した場合、その後の医療機関での治療状況等の情報について、養護教諭や教諭が閲覧することは可能なのでしょうか？	学校健診PHRは、児童生徒等や保護者がいつでもPCやスマホ等からマイナポータルに接続し健診結果を閲覧できるようにすることを目的としており、学校教職員等が児童生徒等の治療状況等の情報を閲覧できるようにすることは想定しておりません。なお、受診後の結果の報告については、従来通りの対応となります。
28	伴走型支援	伴走型支援の対象範囲について教えてください。統合型校務支援システムを導入していますが、伴走型支援に申込可能なのでしょうか？逆に、既に統合型校務支援システムを導入している場合、統合型校務支援システムの運用費用は支援対象となるのでしょうか？	学校健診PHR導入の対象であれば、いずれの学校種であっても伴走型支援の対象となります。 したがって、統合型校務支援システムを導入していなくても伴走型支援に申し込むことは可能です。ただし、本事業において新たな統合型校務支援システムの導入に係る支援はできないので御留意ください。また、支援対象となる導入経費ですが、学校健診PHRの導入にあたり発生する、①統合型校務支援システムの改修費用、②民間送達サービスの利用契約料（本事業への協力を行う年度分に限る）が対象となります。統合型校務支援システムの運用費用は支援対象外です。
29	伴走型支援	学校健診PHRの導入・運用にあたって、経費支援や補助金交付等を受けられるのでしょうか？受けられる場合、金額の上限や費目の制限、期限はあるのでしょうか？	文部科学省の実施する令和8年度「学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業」においては、令和8年度中に学校健診PHRを導入し、先進的事例の創出に資すると考えられる場合、実導入に係る経費の支援を実施することとしています。そのため、伴走型支援は令和9年2月末までを予定しています。それ以降の支援については未定です。また、支援範囲は各学校の状況や予算額等を踏まえて個別に調整することとなりますが、民間送達サービスとの契約料や、導入済の統合型校務支援システムを学校健診PHRに対応できるよう改修するための費用等を想定しており、統合型校務支援システム自体の導入費用は支援対象となりません。
30	伴走型支援	経費支援の申請方法について知りたいです。	伴走型支援を受けている学校設置者等の中から、対象となり得る場合に、事務局から個別にご相談します。なお、事前のご相談なしに支出された経費については、支援の対象となりませんので、ご留意ください。